



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

厚生労働省 大臣 武見 敬三様

2023年9月27日

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは2006年の設立当初より世界で初めて「受動喫煙症」という疾患概念を提唱し、医療者を中心する喫煙者への禁煙支援はもとより、社会における受動喫煙の問題に対しては法律家や消費者の視点から重点的に取り組んできた団体です。また、世界保健機関（WHO）タバコ規制枠組条約の締約国会議（COP）では国際NGOの一員として代表を送り、アジア太平洋地域タバコ対策会議（APACT）にも日本代表NGOとして参加しております。

ご承知のように、WHOのICD-11においてはタバコ関連疾患の取り扱いが拡大する一方で、健康増進法における喫煙目的室の問題、集合住宅における受動喫煙の問題など、タバコ対策をめぐる国内外の情勢変化が起きておりますので、ぜひとも、お目にかかって、最新の情報をもとに意見交換をさせていただきたいと存じます。

敬具

記

1. ICD-11（国際疾病分類第11版、2022年1月発効）への「受動喫煙症」に関する掲載

QD70.5 Problems associated with exposure to tobacco smoke（タバコ煙への曝露によって起こる諸問題）

QD84.Y Other specified occupational exposure to risk-factors -occupational exposure to tobacco smoke（リスク要因に対する他の特定の職業性曝露 —職場でのタバコ煙曝露）

KD37 Exposure to tobacco smoke in the perinatal period（周産期におけるタバコ煙曝露）

その他にも従来同様、多数のタバコ関連の疾病や病態が記載されています。

6C4A Disorders due to use of nicotine（ニコチン使用による疾患群）

QE13 Tobacco use (タバコ使用)

厚生労働省におかれましては、ICD-11の迅速な翻訳と国内での普及促進をお願いします。またそのタイミングで「受動喫煙症」の存在についても周知いただけますと幸いです。

2. 健康増進法における喫煙目的店（室）の問題点

かねてより私たちも疑問視していた課題ですが、最近オンラインメディアに大きく取り上げられました。

「規制に抜け穴？全面喫煙可能な居酒屋が存在する訳、飲食店が「喫煙目的施設」として通る不思議」東洋経済オンライン 8月19日

<https://news.yahoo.co.jp/articles/665047484a8bd56584e1db0e834bcf4312ba302a>

記事に示されるように、明らかに多数の店舗が違法に営業しております。

「多くの疑義が生じている喫煙目的施設の定義や要件、疑義照会への回答への迅速な対応、制度開始前から更新されていないQ&Aの整備など、全国統一的に適切な対応ができるよう、引き続き、国の技術的支援が必要である。」との疑義が東京都をはじめ、全国から沸き起こっております。

この点について、厚生労働省のご見解をお伺いしたいと存じます。

3. 集合住宅の受動喫煙の問題

(1) 相談やトラブルが増えている集合住宅の受動喫煙を防ぐため、受動喫煙の発生を防止し、最近増えている禁煙マンションに対応しても、自室も含めた集合住宅内での喫煙を全面禁止するか容認するかを標準管理規約に明記することを国土交通省に対して、また、同様の細則モデルの改定をマンション管理センターに要望する必要があると考えております。ペット飼育に関してはすでに標準管理規約に禁止するか容認するか明記することになっていきますので、喫煙についても準用できると存じます。

(2) 健康増進法の適用外となっている「人の居住の用に供する場所」について、地主や管理者の要望によって適用対象とできるような法改正をお願いいたします。大阪市で先行されている同趣旨の条例を全国規模で展開できる措置になるはずです。

【注】(1)の根拠としては、下記のように細則モデルにはすでにバルコニー（共用部分）禁煙は記されているので、要望すべきは、騒音や異臭などと同様に「発生の場所の制限」ではなく「その被害を出さないこと」を明記していただきたいということです。騒音や異臭などは細則モデルにあります。ペット飼育に関してはさらに重要な問題とされたのか（経緯は不明ですが）別に出されている国交省コメントによって管理規約に記載することとされています。受動喫煙はさらに人間の生命にかかわる問題で多くの被害があることから、ペット飼育と同様に管理規約への記載を国土交通省に対して要望していただきたいと考えます。さらに(2)の健康増進法の適用ができれば、法的な裏付けとなりますので管理規約以上の効果が期待できると思います。

4. 近隣住宅受動喫煙被害者の会

設立はすでに数年前にさかのぼりますが、会員が約 1500 人に及びましたので、日本禁煙学会で会の運営を預らせていただきました。PM_{2.5} や TVOC の正確な測定、状況の把握、改善方法などを探っていく予定です。

以上